

令和2年12月定例教育委員会会議録

令和2年12月定例教育委員会は、12月4日（金）大府市役所5階 委員会室1に招集し、次のとおり審議した。

○出席した委員

二番席委員 富田 良平

三番席委員 竹中 万里

四番席委員 浅井 宣亮

○議案説明のため出席した事務局職員

教育長、教育部長、指導主事(2)、学校教育課長、学校教育課学校教育係長、学校教育課学校教育係主査、学校教育課放課後係長、スポーツ推進課長

○傍聴者

無し

○提案議案

議案第 55号 大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

56号 令和3年度教職員定期人事異動方針（案）について

57号 令和3年度奨学生の募集及び選考基準の改正について

58号 『子どもの潜在能力を引き出す脳科学』セミナーの後援申請について

59号 子どものための～オーケストラ ファンタジー～の後援申請について

60号 令和2年度教育費補正予算（12月議会）について

報告事項 1号 小中学校現況報告について

2号 第11回至学館大学創作ダンス部舞踊公演の後援申請について

開会時間 午後1時30分

閉会時間 午後2時31分

発 言 者	要 旨
教育長	<p>ただいまから令和2年12月の定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>前回会議の会議録承認ですが、本日は2名の委員が欠席されていますが、3名の方には、先ほど教育長室において御承認をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>続いて教育長報告です。前回は11月9日でしたので、それ以降につきまして御報告いたします。</p> <p>11月12日に、大府中学校への学校訪問を3人の指導主事とともに行いました。17日には大府北中学校に訪問し、今年度はコロナ禍の対応で特別な形で実施しましたが、市内13校への訪問を終了しました。いずれの学校でもICT機器を積極的に活用する姿を見ることができました。11月13日と20日、令和2年度の大府市教育支援委員会を開催しました。15名の委員の方々に御出席いただき、来年度に向け、新就学児と在校生に分けて、それぞれに適切な就学につきまして御審議いただきました。11月30日、大府市議会第4回定例会が始まりました。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>それでは、協議事項に入りたいと思います。</p> <p>議案第55号「大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」を審議いたします。事務局よろしくをお願いします。</p>
スポーツ推進課長	<p>議案第55号「大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>はい、富田委員をお願いします。</p>
富田委員	<p>2点質問をお願いします。中学校の体育館に空調設備を入れたということですが、大府西中学校の隣にある市の体育施設の空調設備はどうなるのかが1点目です。</p> <p>もう1点は、武道場も新たに一般開放することになりますが、武道場というと、学校現場にいた者としては、柔道、剣道の利用を想像しますが、市としてはどういった種目で利用されることを考えていらっしゃるのか教えてください。</p>
教育長	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
スポーツ推進課長	<p>まず、大府西中学校の近くにある市の体育施設は、大府体育センターという名称の施設でございます。こちらについては、空調の設備を新たに追加することは予定しておりません。今回は中学校の体育館ということで、こちらは災害時には避難所になるということもあります。授業と災害時に利用するというので施設整備をされたので、それをせっかく設置しますので、スポーツの開放でも利用できるようにするというので考えております。</p> <p>それから2点目の武道場の開放についてです。こちらについては、今回新たに開放するというわけではなく、既に数年前から開放はしておりまして、現在の利用状況としては、やはり主に剣道、それから柔道に使われております。その他には、大府北中学校では、卓球にも利用している状況で、種目を特に限定はしておりません。あとは、空手、少林寺拳法にも利用されており、利用団体から申請があり、特に問題がなければ許可をしていくということで考えております。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、浅井委員をお願いします。</p>

発 言 者	要 旨
浅井委員	<p>はい、2点お願いいたします。体育館の使用に関して、空気調和設備の使用の有無となっておりますが、例えばA面の人が使用する場合に、B面の人が使わないといった場合は不公平が起きるといったことは考慮していますか。</p> <p>また、使う場合と使わない場合で、実際の料金はいくらぐらい変わるのでしょうか。</p>
教育長	事務局、いかがでしょうか。
スポーツ推進課長	<p>中学校ですと、非常に小学校に比べると広いので、半分ずつの貸出をしております、A面の団体がバスケットボール、B面の団体がバドミントンといったように、それぞれ利用する団体が異なるケースが実際にございます。空調については、全館一斉に入れる形ではなく、半分ずつ入れられるように中学校はなっております。A面だけでは8基の吹き出し口のある空調の機械が設置され、B面にもその8基があつて、それぞれを壁付けのリモコンですが、金属でできた箱に入れられており、そこに鍵がかかるようになっていて、鍵を貸し出して使用するという形で、半分ずつ稼働させることができます。ただ、やはり風が欲しい競技と欲しくない競技が当然ありますが、そこはもう利用者同士で、苦情もあるのかもしれませんが、一応今のところは半分ずつで運用していくこととしております。</p> <p>それから料金についてですが、実際にどういう料金を設定しているかという、空調の設備を動かす動力源はプロパンガスです。このプロパンガスを稼働させた場合の1時間の費用を算出し、体育館の半面で8基と先ほど言いましたけど、武道場も同じように全体を柔道場と剣道場と両方稼働すると、大体8基ぐらい動かすことになりますので、この8基を基準に考えると1時間当たり980円の費用がかかります。その実費を基本的にいただくという考えでございまして、ただ、非常に広い空間ですので、なかなか空調が効かないということが予想されますので、2時間使う場合でも、最初の1時間分は料金をいただきません。今回中学校ですので、夜間しか開放していませんが、午後7時から午後9時までの間を空調入れて使いたいという場合も2時間ありますが、その1時間分だけをいただくということで、980円で利用することができます。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。</p> <p>御意見、御質問等ないようですので、議案第55号は承認してよろしいですか。</p>
	(異議なし)
教育長	<p>はい、ありがとうございました。議案第55号は承認いたします。</p> <p>続いて、議案第56号「令和3年度教職員定期人事異動方針(案)について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。</p>
指導主事	議案第56号「令和3年度教職員定期人事異動方針(案)について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。
	(質疑なし)
教育長	御意見、御質問等ないようですので、議案第56号は承認してよろしいですか。

発 言 者	要 旨
	(異議なし)
教育長	はい、ありがとうございました。議案第 56 号は承認いたします。 続いて、議案第 57 号「令和 3 年度奨学生の募集及び選考基準の改正について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。
学校教育課 学校教育係主査	議案第 57 号「令和 3 年度奨学生の募集及び選考基準の改正について」説明いたします。 (以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	1 点確認させていただきたいのですが、この制度は、人数制限はないと考えてよろしいでしょうか。
教育長	事務局、いかがでしょうか。
学校教育課 学校教育係主査	人数制限はございません。基準を満たせば、支給認定しております。
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、富田委員お願いします。
富田委員	1 点質問をお願いします。選考基準の改正前と改正後というところで、改正前には所得基準のところでは生活保護認定世帯ということで、3 項目あったのですが、改正後は生活保護認定制度であることだけになっているのですが、生活保護世帯の要件の基準が変わったわけではなくて、ここに書いてあることはもう当たり前のこととして改正したと考えればよろしいでしょうか。
教育長	事務局、いかがでしょうか。
学校教育課 学校教育係主査	11 ページの新旧対照表の改正前において、選考基準 (2) の所得基準の生活保護認定世帯等のことと思いますが、生活保護認定世帯という条件は変わっておりません。また、改正前の項目が基本的に就学援助受給世帯となる準要保護の認定基準と同じであり、実際その基準を使用して審査しておりますので、規定を整理させていただきました。
教育長	その他いかがでしょうか。 御意見、御質問等ないようですので、議案第 57 号は承認してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	はい、ありがとうございました。議案第 57 号は承認いたします。 続いて、議案第 58 号「『子どもの潜在能力を引き出す脳科学』セミナーの後援申請について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。

発 言 者	要 旨
学校教育課 学校教育係主査	議案第 58 号「『子どもの潜在能力を引き出す脳科学』セミナーの後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	<p>32 ページの保護者対象のパンフレットを見ていただきたいのですが、この内容がほとんどは否定的な表現になっています。私が大学で宗教学を専門にしておりますけれど、新宗教を広めるためのテクニックに脅しのテクニックというものがあるって、2つ道があった場合に、必ず上下に差があるという錯覚を起こさせる方法があります。だから、あっちに行くと地獄に行くから、こっちを選びなさいと言うのですが、でも実際のところ、普通は2つの選択肢があった時は、上下にそれほど差がない場合が多く、差がないから悩んでいるはずですよ。でも、あたかも上下に差があるように言うと不安を煽って結構みんな来てくれるようになります。ですから、もしこの保護者対象のパンフレットを保護者に配布した場合、行かなければいけないのではないかという不安を感じるものと思います。こうやったら良くなりますとか、こうやりましょうといった内容であればいいのですが、小学生のうちはだめです、という感じで言われると、やはりとても不安に思う方や、そういうことをとても気にされる方というのは多いと思います。あと、それこそ1番のところ「勝負の分かれ目は〇〇の使い方」とありますが、これも一体何だろうと思うし、あまり良心的でない宣伝の仕方だと思います。よくネットにもある募集方法ですけど、来ればわかるが、来ないと全く教えないという感じで、もし本当に自信があつて、とてもいいことであれば、具体的に最初から書いていただければいいのですが、あまりこれは望ましい表記ではないと思います。ですから、少なくとも内容自体が本当に素晴らしいのかも分かりませんが、保護者対象のパンフレットがこの内容であるならば許可しない方がいいと思います。</p> <p>あともう1点、名古屋市で開催されるものですから、大府市が後援する必要はないのかなと感じました。以上です。</p>
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、富田委員お願いします。
富田委員	<p>保護者の参加した意見を見ているとすごくいいことばかり書いてあるものですから、どう内容だろうかとか気にはなりますが、読む限りでは内容が分からないと思いました。一般財団法人で営業を目的としているものではないものだから、本当に家庭のことを考えてやっているのかなということで、好意的に見ていましたが、随所に先ほど浅井委員がおっしゃったテクニックみたいなものが見えていて、開催期間のところの最後にオンラインの講演が不可の場合はチラシには後援対象外と明記させていただきましたとありますが、これはとても失礼な書き方だと思いますし、営利目的ではないはずなのに、会場のところで1時間が3万9,800円もするような高価な会場を借りていて、営利目的ではないなら、もっとリーズナブルなところを使ってもいいのかなあとと思うと、こういった会場で参加した人を引きつけておいて、そこで何か協会のPRをするというようなことも考えられるのではないかなということも懸念されます。最終的にはやはり内容が分からずに後援をするというのが心配ですので、私も後援については消極的です。以上です。</p>
教育長	その他いかがでしょうか。 はい、竹中委員お願いします。
竹中委員	<p>結論から言うと、私も2人と同じ考えですが、参加者から教育委員会の皆様への感謝の声資料について読みましたが、教育委員会に感謝というのが、あまりにもたくさん書いてあって違和感がありました。こういうことはあまり聞いたことがないと思うと同時に、</p>

発 言 者	要 旨
	この声と同じような内容なので驚きまして、講師の先生が教育委員会に感謝することを随分と伝えいらっしゃるようですが、それもおかしな話だと思いました。やはりオンラインでの方法もあると書いてありますが、この申請は名古屋での会場での後援申請なので、これに関しては大府市として後援する必要はないと思いました。以上です。
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、3名の方にいろいろ御意見いただきましたが、皆さんの意見は一致しているように思います。この申請書類からは、内容が十分分かりませんが、その姿勢として、真に子どもの成長でいろいろ悩まれる方々の気持ちに寄り添ってはいないのではないかと、営利目的が見えるということで、そのような状況の中で申請の許可をするということは現時点ではできないということであると思います。</p> <p>よって、議案第58号は不許可としてよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
教育長	<p>はい、ありがとうございました。議案第58号は不許可といたします。</p> <p>続いて、議案第59号「子どものための～オーケストラ ファンタジー～の後援申請について」を審議いたします。事務局よろしく願います。</p>
学校教育課 学校教育係主査	議案第59号「子どものための～オーケストラ ファンタジー～の後援申請について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>はい、竹中委員願います。</p>
竹中委員	<p>こういうコロナ禍の中で、今までごく当たり前にできた音楽鑑賞でありますとか、いろいろなことができなくなっていて、オーケストラの方も、公演もできなくなっている中で、一生懸命何とかして、生の音楽をとという思いは本当に大切なものだと思います。定員数を見ても、予定人員400名で、もちのきホールの半分ぐらいなので、実際に公演を行う方も大変、聞く方も大変ですけれども、そんな中で、一生懸命、生の音楽を届けようと努力していらっしゃる方たちの思いは純粹だと思います。そして、愛三文化会館でこういうセントラル愛知交響楽団の良いオーケストラの音楽が聞けるということで、ぜひ後援を許可してよいと思いました。以上です。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>はい、富田委員願います。</p>
富田委員	<p>私も、後援はしていきたいなと思っておりますけれども、一つ教えていただきたいのは、収入の予定のところで特別協賛金というのがありますが、市内の企業が協賛してくれているのかなと思い、それでこの安価な入場料で催事を行うのかなと思いましたが、それについては確認していますか。</p>
教育長	事務局、いかがでしょうか。
学校教育課 学校教育係主査	<p>確認はしておりませんが、構成のメンバーに企業の方が理事になっているので、そういった企業から協賛いただいているのではないかと考えております。</p>

発 言 者	要 旨
教育長	<p>その他いかがでしょうか。 こういう状況の中で、子どもたちのためにということで、低料金で演奏をしてくれるというところで承認していくことで良いかと思えます。 それでは、議案第 59 号は承認してよろしいですか。</p>
	(異議なし)
教育長	<p>はい、ありがとうございました。議案第 59 号は承認いたします。 続いて、議案第 60 号「令和 2 年度教育費補正予算（12 月議会）について」を審議いたします。事務局よろしく申し上げます。</p>
学校教育課長	<p>議案第 60 号「令和 2 年度教育費補正予算（12 月議会）について」説明いたします。（以下、提案理由等資料により説明）</p>
教育長	<p>この件につきまして御意見、御質問等よろしいでしょうか。 はい、浅井委員申し上げます。</p>
浅井委員	<p>1 点確認です。御説明の中で、県からの補助金と説明がありましたが、資料は国庫支出金に入っているのです、県支出金とどちらが正しいのでしょうか。</p>
教育長	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
学校教育課 放課後係長	<p>県からの補助になりますので、申し訳ございませんが、県支出金に訂正をお願いいたします。</p>
教育長	<p>その他いかがでしょうか。 はい、富田委員申し上げます。</p>
富田委員	<p>これは多分コロナの関係の対策で活用するため、補助が措置されていると思いますが、こういった毎年はないものが補助として措置されるというのは、各市町から要望を出して県が補助を措置しているのか、それとも県の方で考えて、市町が困っているだろうから補助を措置したのか、経緯が分かれば教えてください。</p>
教育長	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
学校教育課 放課後係長	<p>元々は、国の補正予算を受けて国が補助制度を作りまして、それに県として国の予算を使って補助制度を実施し、それに対して市町村が補助申請をしていって、結果として交付をされたということになります。</p>
教育長	<p>よろしかったでしょうか。 はい、富田委員申し上げます。</p>
富田委員	<p>話題になっている全国に 500 億円を追加で国が配ったというような報道がありますが、そういう国の予算を県が使っていると考えればいいのでしょうか。</p>
学校教育課	<p>国の 2 次補正によって新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援交付金というのが国の</p>

発 言 者	要 旨
放課後係長	交付金というのがありまして、それを使って県が主体となって、この補助事業を行っていくということで、国・県が行う補助事業に市町村として申請をしていっているということです。
教育長	発端は国からというところで、それを県が受けて、県も賛同し、それならば市町が、ぜひ補助金をいただきたいということで腰を上げていくと、そういうところかなと思っております。何か補足はありますか。
学校教育課長	私どもの方の補助金名といたしましては、愛知県児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金として県から補助をいただいています。ただ、財源といたしましては県も実際は国の2次補正を受けて、その財源を受けた県の方から市としては補助をいただくこととなります。コロナ関係が、この補助金の他にも年度初めに受けていたものがありますが、国の出し方の中でいろいろテクニク的なところで、10分の10や3分の1など、いろいろな補助率がありますが、これに関しては10分の10で措置されたものを、そのまま私どもは使わせていただいているということになります。
教育長	よろしいでしょうか。 保育園や放課後クラブは、コロナの感染拡大をしている中で閉じることなく、働く保護者のために、ずっと運営をしてきておりますので、その負担も大きいところで、また、これまでも、この先も各種費用の重なるところは大きいかなと思います。 それでは、議案第60号は承認してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	はい、ありがとうございました。議案第60号は承認いたします。 続きまして、報告事項に入りたいと思います。 報告事項1号「小中学校現況報告について」事務局よろしく申し上げます。
指導主事	報告事項1号「小中学校現況報告について」報告
学校教育課 学校教育係主査	報告事項2号「第11回至学館大学創作ダンス部舞踊公演の後援申請について」報告
教育長	ありがとうございました。以上で終わります。 それでは、1月の出席依頼について申し上げます。
学校教育課長	報告